



冬休みを有意義に過ごすために

12月22日から1月7日まで、17日間の冬休みになります。この期間には、クリスマスやお正月があり、気が緩みやすい時期でもあります。誘惑に負けず、交通事故にをつけ、新年を新たな気持ちで迎えらるよう充実した冬休みにしましょう。

冬休みの生活目標

- 様々な誘惑に負けず、規範意識をもって有意義な生活を送ろう。
- 規則正しい生活を送り、学習や部活動に励もう。

1 規則正しい生活

- (1) 見通しを持って、自分に合った生活の計画を立てよう。
- (2) 早寝・早起き・朝ご飯を心がけ、生活のリズムを崩さないようにしよう。

2 学 習

- (1) 自分に合った学習計画を立て、最後までやり抜こう。
- (2) 時間の使い方を工夫し、復習や不得意教科の学習に努めよう。
- (3) 学校から出された課題は、休み中に計画的に実行し、必ず終わらせよう。
- (4) 3学期になると、1・2年生は1月11日(金)に学力診断テスト、3年生は私立高校入試があります。自分の目標に向けて学習に取り組もう。

3 部活動

- (1) 積極的に参加し、心身の鍛錬に努めよう。
- (2) 欠席する場合は、必ず顧問の先生に連絡をすること。
- (3) 決められた服装で登下校をし、学校のルールを守る。不要物の持ち込みや登下校の途中での買い食い、寄り道はしないこと。



4 家庭・地域生活

- (1) 家族との団らんを大切にし、楽しい時間を過ごそう。
- (2) 家族の一員として、進んで家の手伝いをしよう（大掃除やお正月の準備など）。
- (3) 家族旅行や親戚宅への訪問を通して、社会習慣や社会生活のルールやマナーを積極的に学ぼう。
- (4) 地域行事には積極的に参加し、地域の一員としての自覚を高めよう。

5 健康・安全

- (1) インフルエンザやノロウイルスなど感染症が流行する時期です。手洗いやうがいをこまめに行い、予防に努めよう。
- (2) 暴飲暴食を避け、健康管理に努めよう。
- (3) 交通事故は、一瞬にして命を奪います。特に自転車の乗り方（下記）に注意すること。
 - 信号無視や右側通行、一時停止をせずに交差点への飛び出し。
 - 二人乗り、並列走行、歩道での歩行者妨害、無灯火での走行。
 - スマホや音楽を聴きながらの走行、傘を差しての走行、危険・迷惑な走行。

上記はいずれも法律違反です。道交法の改正で、警官から2度注意（摘発）されると安全講習を受講する義務（有料）が生じ、無視すると裁判所からの呼び出しや5万円以下の罰金が生じます。また、自動車やオートバイの免許を取る時に不利になる場合もあります。さらに、事故を起こし、加害者になると賠償金も莫大な金額になります。

- (4) 路上でのボール遊びやスケートボード等は危険なので絶対にしないこと。
- (5) 火遊びは絶対にしないこと。冬は空気が乾燥して、思わぬ事態になることがあります。

6 外 出

- (1) 外出の際は、行き先や帰宅時刻、目的、誰と行くのかなどを家族に告げてから出掛けること。
- (2) 派手な服装はやめよう。服装や身だしなみにより、トラブルに巻き込まれたり被害にあったりする可能性が高くなります。

- (3)日没時刻が早くなっています。暗くなる前（１７時～１７時３０分）には、家に帰ること。
(4)茨城県の条例により、青少年（１８歳未満）は「夜１１時から朝４時までの外出」が禁じられており、この時間帯に外出していると補導の対象になります。また、大人が同伴していても大人も一緒に罰せられる場合があります。

7 危険・事故防止，迷惑行為をしない

- (1)次にあげることは、学校として禁止しているので必ず守ること。
また、法に触れることは絶対にしないこと。

【土浦六中として禁止していること】

- ・友人(先輩後輩)宅への外泊
- ・生徒同士の旅行
- ・生徒同士のパーティー
- ・髪の色、染色、パーマ、眉いじりなど
- ・物品の売り買い
- ・金銭の貸し借り
- ・生徒同士でのカラオケボックス、ゲームセンターへの出入り
- ・火遊び
- ・路上でのローラースケート、スケートボードなど
- ・暴走行為やその見物
- ・エアガンやナイフ等の危険な道具の持ち歩きやそれを使っての遊び
- ・アルバイト

【法に触れる行為】

- ・喫煙
- ・飲酒
- ・入れ墨(タトゥー)
- ・万引き
- ・金銭強要、恐喝
- ・覚せい剤、麻薬、危険ドラッグ、ガス吸引などの薬物乱用
- ・自転車の窃盗
- ・バイクや車の運転(無免許の人が運転しているものに乗るのも同罪)



- (2)公園や空き地などで、他の人が迷惑になるような行為は行わないこと。
(3)正式な手続きなく学校やその他の公共施設を利用するのは「不法侵入」になります。
警察に補導された場合は、学校を介さずに直接、家庭に連絡が行きます。絶対にしないこと。

8 携帯電話やスマホ，インターネットの使用について

- (1)平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」で、18歳未満の子どもが携帯電話やスマートフォンでインターネットを利用する場合は、フィルタリングサービスの利用が条件になりました。まだ、フィルタリングの設定をしていない生徒は、家の人を通して携帯会社に問い合わせてすぐに設定すること。また、家庭内のルールを守りましょう。
(2)公共の場では携帯電話の使用マナーを守ること。スマホやインターネットの出会い系サイトを利用しないこと。迷惑メールやいたずらメールを送信しないこと。個人に対する誹謗中傷を掲示板やLINE、ツイッターなどに書き込まないこと。相手の同意も得ずに勝手に画像や動画をアップロードしないこと。



9 不審者・変質者対策について

- (1)声かけ、露出、つきまといなど、不審者によって実際に被害にあう事件が多数発生しています。
外出する際は、朝夕問わず人通りの多いところを利用すること。
(2)中学生をねらった恐喝事件が起っています。十分に注意すること。
(3)不審電話は様々な危険を呼び込みます。電話番号や個人情報を絶対に教えないこと。

10 冬休みに学校に来る場合は

- (1)活動開始時刻よりも早く登校しすぎない。終了したら、すぐに下校すること。
(2)活動を始める時と帰る時には、日直の先生にも報告をすること。
(3)服装は制服または体操服および決められている防寒着を着用し登校すること。
(4)交通手段は通常の学校の時と同じ方法で登下校すること。
(5)スマホやゲーム機、お菓子などの不要物は持ってこないこと。

トラブルや事故、大きな怪我などがあった時は、必ず担任の先生や学校に連絡すること。
また、心配事や悩み事などがあったら、担任の先生などにも相談してください。

土浦市立土浦第六中学校 住所 土浦市右俣428 電話 029-842-7751

担任 電話 — —